

鴻巣市人事行政の運営等の状況について

鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成 24 年度における市職員の給与や勤務時間その他勤務条件の状況などの人事行政のあらましをお知らせします。

第 1 編 各任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成 24 年度は、一般事務職 17 人（8 人）の職員を採用しました。

(注) () は、女性数であり、内書きである。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて採用される職員であり、地方公務員法第 28 条の 4 の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第 28 条の 5 の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

平成 24 年度は短時間勤務職員 15 人を採用しました。

(3) 任期付職員の採用状況

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員で、フルタイム勤務職員と短時間勤務職員がいます。どのような場合に採用できるかは法定されており、特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合や住民サービスを向上させるために必要とされる場合などです。

平成 24 年度の採用はありませんでした。

(4) 職位別任用状況

平成 25 年 3 月末現在、主幹以上の職の総数は 218 あり、平成 24 年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

(単位：人)

	部長級	副部長級	課長級	副課長級	計
昇任	7 (1)	2 (0)	10 (1)	16 (3)	35 (5)

(注) () は、女性数であり、内書きである。

(5) 職員の退職・再就職の状況

平成 24 年度における職員の退職及び再就職の状況は下表のとおりです。

(単位：人)

	事務職	技術職	保育士	技能労務職	計
定年退職	20(3)		4(4)	2(2)	26(9)
勸奨退職	5(1)			1(1)	6(2)
自己都合退職	1(1)		1(1)		2(2)
その他（指導主事 帰任、死亡退職等）	5(0)	2(0)			7(0)
退職者計	31(5)	2(0)	5(5)	3(3)	41(13)
再就職者	1(0)				1(0)

(注)「再就職者」とは、退職後に当市、外郭団体、出資法人などに再就職した者をいう（(2)の再任用職員を除く）

(注) () 内は、女性数であり、内書きである。

(6) 職員数の状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

(7) 定員管理の数値目標及び進捗状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

2 職員の給与の状況

※「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分（国：一週間当たり 38 時間 45 分）と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。そのうち、12 時から 13 時までの間は、休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

病気休暇：勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特別休暇：特別の事由（選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など）により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる有給の休暇です。

介護休暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

組合休暇：労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は 8.6 日となっており、平成 23 年（8.5 日）と比べて 0.1 日増えています。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成 24 年度に育児休業を新規に取得した職員は、11 人（女性 11 人、男性 0 人）であり、平成 23 年度に比べ取得者総数では 3 人増えました。

また、部分休業を新規に取得した職員は 3 人（女性 2 人、男性 1 人）でした。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	22	11	5	3
うち女性	22	11	4	2
男性	0	0	1	1

(5) 時間外勤務の状況

平成 24 年度における一般職員の月当りの平均時間外勤務時間は、7.1 時間です
(振替日を除く)。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当り月平均時間の状況は、下表のとおりです。

(単位：時間)

第 1 四半期 (4～6 月)	第 2 四半期 (7～9 月)	第 3 四半期 (10～12 月)	第 4 四半期 (1～3 月)	年間
8.7	4.9	5.9	8.8	7.1

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 24 年度においては、5 人の職員が心身の故障による分限休職処分となりました。

(2) 懲戒処分の状況

平成 24 年度においては、2 人が懲戒処分となりました。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第 32 条)、信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)、秘密を守る義務(同法第 34 条)、職務に専念する義務(同法第 35 条)、政治的行為の制限(同法第 36 条)、争議行為等の禁止(同法第 37 条)、営利企業等の従事制限(同法第 38 条)など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第 35 条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 24 年度における承認件数は、142 件(健康診断再検査、人間ドックの受診等)です。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています(地方公務員法第 38 条)。任命権者の許可の基準は「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

平成 24 年度は、5 件の許可をしました。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 24 年度に実施した研修は、合計で 75 コースあり、1,328 人（延人数）が受講しました。なお、研修体系の概要及び平成 24 年度の受講人数は、下図のとおりです。

図：研修体系の概要及び受講人数

区分	小計	研修様態	(人)	主な研修名
階層別研修	324	単独研修	122	新規採用職員研修、評価者訓練研修
		共同研修	94	初級・中級・上級・監督者研修等
		派遣研修	108	中級研修・係長級研修・課長級研修等
選択研修	104	派遣研修	104	民法、行政法、地方自治法、政策法務等
専門研修	30	共同研修	22	法制執務研修
		派遣研修	8	出納事務研修・サービス・懲戒実務研修等
特別研修	861	単独研修	842	接遇研修・手話研修・人権問題研修等
		共同研修	6	メンタルヘルス研修
		派遣研修	13	人づくりセミナー
講師養成研修	9	派遣研修	9	接遇指導者養成・講師研究会等

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等

職務遂行行動を通じてあらわれた能力等をその役職段階の期待に照らして評価する「能力評価」を通じ勤務成績を評価し、昇任や配置等人事管理に活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 4 3 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

その他の福利制度として、市においては、職員の互助組織で厚生事業や体育事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担率は法定されており、平成 24 年度は 887,564 千円（一般会計）の

負担金を支出しました。

この他、職員互助会への補助金として 2,053 千円支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 24 年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、4 件（公務災害 3 件、通勤災害 1 件）あり、平成 23 年度と比べ 3 件増えました。

第 2 編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 24 年度は鴻巣市職員における勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 24 年度は鴻巣市職員における不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 22 年度の 人件費率
平成 24 年度	120,036 人	38,091,032 千円	1,399,490 千円	6,102,973 千円	16.0%	18.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員 数 A	給 与 費				1 人当 たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均 1 人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24 年度	人 651	千円 2,647,086	千円 476,247	千円 971,230	千円 4,094,563	千円 6,290	千円 6,147

(注 1) 職員手当には、退職手当を含まない。

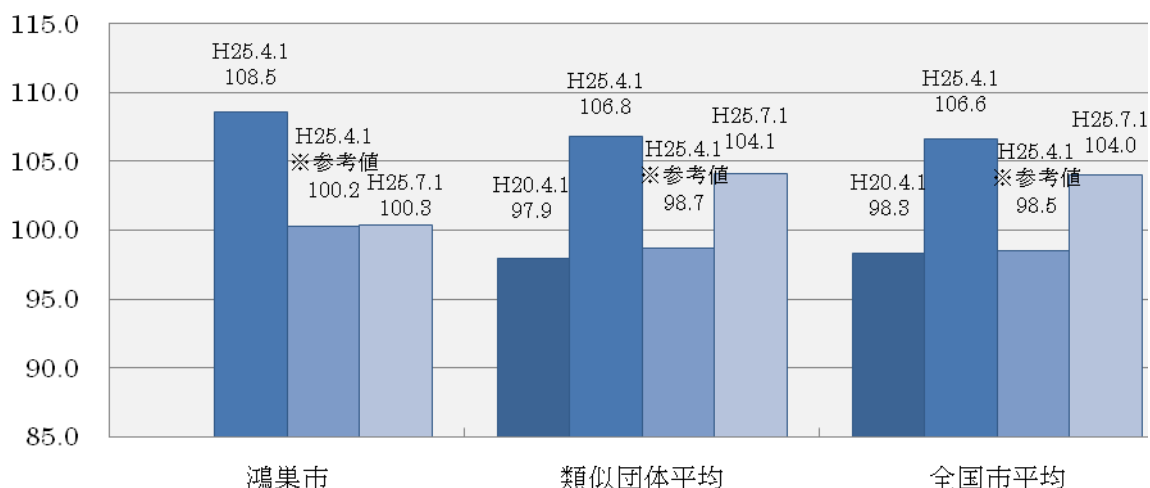
(注 2) 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数

(注 3) 一般会計及び土地区画整理会計の合計

(3) 特記事項

なし。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	埼玉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 25年度	円 404,056	円 403,955	円 101	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給

区 分	埼玉県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間支給割合A	公務員の支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 25年度	月 3.94	月 3.95	月 △0.01	月 —	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (平成25年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	368,300	410,100	428,500	455,800	479,400	496,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鴻巣市	44.8歳	347,986円	418,073円	392,203円
埼玉県	43.5歳	344,018円	431,835円	389,745円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.9歳	328,616円	404,345円	369,734円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
鴻巣市	53.8 歳	22 人	344,673 円	375,218 円	367,768 円
埼玉県	53.9 歳	416 人	356,607 円	411,780 円	394,552 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400 円)
類似団体	48.8 歳	64 人	326,635 円	371,948 円	354,302 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額 (国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値 (減額前) である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		鴻巣市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	146,700 円	137,200 円
	中 学 卒	133,100 円	133,150 円	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大 学 卒	285,655 円	338,284 円	362,551 円
	高 校 卒	268,967 円	303,000 円	348,424 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	269,800 円	259,750 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

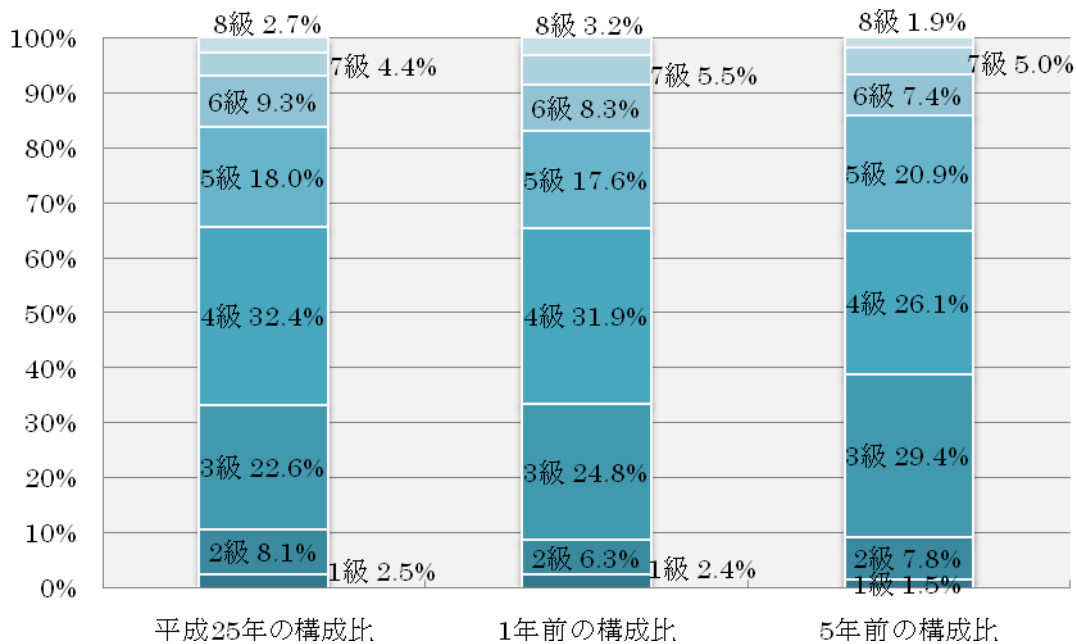
- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値 (減額前) である。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	13人	2.7%
7級	副部長	21人	4.4%
6級	課長	45人	9.3%
5級	副課長	87人	18.0%
4級	主査	156人	32.4%
3級	主任	109人	22.6%
2級	主事	39人	8.1%
1級	主事補	12人	2.5%

- (注) 1 鴻巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 勤務成績の評定結果を昇給に反映していませんが、鴻巣市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条に基づき実施した勤務成績の証明により、昇給の号給数に差を設けています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鴻巣市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (平成24年度) 1,541千円	1人当たりの平均支給額 (平成24年度) 1,644千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 勤務手当について、成績率に差を設けず一律の支給を行なっています。

(2) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

鴻 巣 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
退職時 特別昇給	なし				
1人当たり 平均支給額	16,872千円	26,742千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		95,636 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		131,549 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鴻巣市内	3.0 %	716 人	3 %

(注) 支給対象職員数には、教育長を含む。

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在:水道事業会計を除く。)

支給実績（平成24年度決算）		3,065千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		22,539 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		19.0 %	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	保健センター職員	感染症等の防疫作業	日額 500円
行旅病死取扱手当	福祉課職員	行旅病死人の保護又は収容業務	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 3,000円
清掃業務手当	資源循環課技能労務職員	じんかい収集処理等業務、犬猫等死体処理業務	じんかい収集処理、下水処理又は不燃ごみ整理業務 日額 550円 犬猫等死体処理 1件 200円
土木、下水道処理業務手当	道路課技能労務職・下水道課・工事検査課職員	土木工事及び測量等の業務敷設下水道管等の検査業務	土木工事及び測量等の業務 日額 300円 敷設下水道管等の検査業務 日額 400円
社会福祉業務手当	福祉課職員	福祉事務所で行う生活保護法に規定する事務の指導調査	月額 3,000円
障害福祉業務手当	つつみ学園職員	児童発達支援センターにおける障害福祉業務	月額 3,000円
保育業務手当	保育士	保育所における保育業務	月額 2,000円
災害出動手当	災害対策における現場業務に従事した職員	災害対策における現場業務	日額 2,000円
用地交渉手当	都市計画課職員	用地買収等交渉業務	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	101,543千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	230千円
支給実績（平成23年度決算）	98,595千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	189千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度 決算)	支給職員1 人当たり平 均支給年額 (平成24年度 決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ		82,312千円	223,675円
住居手当	(借家・借間) ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (自宅) 4,500円（5年以内 4,700円）	異なる	自宅居住職員の 支給額等	48,576千円	72,827円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が55,000円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 5km未満 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～15km 6,500円 15km～20km 8,900円 20km～25km 11,300円 25km～30km 13,700円 30km～35km 16,100円 35km～40km 18,500円 40km～45km 20,900円 45km～50km 21,800円 50km～55km 22,700円 55km～60km 23,600円 60km～ 24,500円	同じ		33,871千円	48,043円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長及び部長相当職 85,000 円 参与及び参与相当職 80,000 円 副部長及び副部長相当職 70,000 円 参事及び参事相当職 65,000 円 課長及び課長相当職 58,000 円 副参事及び副参事相当職 50,000 円 副課長及び副課長相当職 45,000 円 主幹及び主幹相当職 40,000 円	異なる	国では職務の級に応じ定額支給	134,246 千円	618,645 円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法	—	—
夜間勤務手当	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法	—	—
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1 日 4,200 円 (5 時間未満 2,100 円)	異なる	鴻巣市では、特別の宿日直なし	—	—

6 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	884,000 円	(参考)類似団体における最高/最低値	
	副 市 長	756,000 円	1,075,000/504,000 88,300/481,000	
報 酬	議 長	432,000 円	760,000/420,100	
	副 議 長	397,000 円	670,000/420,100	
	議 員	365,000 円	620,000/338,800	
期 末 手 当	市 長	(平成 24 年度支給割合)		
	副 市 長	6 月期 1.90 月分 12 月期 2.05 月分 計 3.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成 24 年度支給割合)		
	副 議 長	6 月期 1.90 月分 12 月期 2.05 月分 計 3.95 月分		
地 域 手 当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.4025 給料月額×在職月数×0.2415	17,078,880 円 8,763,552 円	任期ごと 任期ごと
地 域 手 当	市 長	支給率 3 %		
	副 市 長			

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年 = 4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

① 地方公共団体定員管理調査による職員数

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	150	153	3	
		税務	53	51	△2	
		労働	4	4	0	
		農水	13	12	△1	
		商工	9	9	0	
		土木	110	104	△6	
		民生	183	176	△7	
		衛生	45	41	△4	
	計	573	556	△17	<参考> 人口1万人当たりの職員数 48.17人(H24.4) (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.85人)	
	教育部門	98	95	△3		
	小計	671	651	△20	<参考> 人口1万人当たりの職員数 56.49人(H24.4) (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.28人)	
公営企業等		水道	20	20	0	
		下水道	10	11	1	
		その他	33	33	0	
		小計	63	64	1	
	合計	734 [798]	734 [798]	715 [798]	△19 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 61.78人(H24.4)

(注) 1 []内は条例定数の合計である。

2 常勤の教育長（教育部門）を含まない。

② 他地方公共団体からの派遣職員を除く職員数

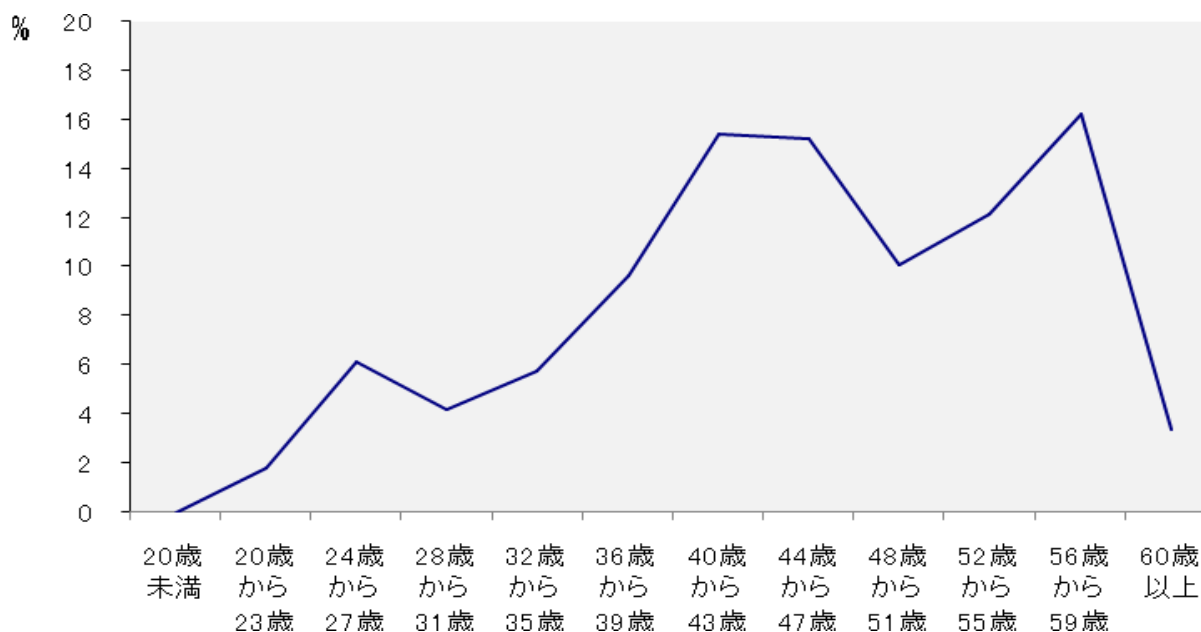
		職員数		対前年 増減数
		平成24年	平成25年	
一般行政部門	議会	6	6	0
	総務	150	153	3
	税務	53	51	△2
	労働	4	4	0
	農水	13	12	△1
	商工	9	9	0
	土木	109	103	△6
	民生	216	209	△7
	衛生	45	41	△4
	小計	605	588	△17
	教育	98	95	△3
	水道	20	20	0
	下水道	10	11	1
	合計	733	714	△19

(注) 1 県及び一部事務組合から派遣された職員を含まない。

2 県教育委員会から派遣された職員（教育部門）を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年度末に達する年齢：前項②）

区分	20歳未満	20歳から23歳	24歳から27歳	28歳から31歳	32歳から35歳	36歳から39歳	40歳から43歳	44歳から47歳	48歳から51歳	52歳から55歳	56歳から59歳	60歳以上	計
職員数	0	13	44	30	41	69	110	109	72	87	116	24	715



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①定員管理の年次別進捗状況（実績）の概要
 （各年 4 月 1 日現在：地方公務員定員管理調査）

部門	区分	22年 計画始期	23年 1年目	24年 2年目	25年 3年目	26年 4年目	27年 5年目
一般行政	職員数	603	598	594	578	563	547
	増減		△5	△4	△16	△15	△16
教育	職員数	100	99	98	96	93	91
	増減		△1	△1	△2	△3	△2
公営企業等 会計	職員数	68	67	67	65	64	62
	増減		△1	0	△2	△1	△2
計	職員数	771	764	759	739	720	700
	増減		△7	△5	△20	△19	△20（

(注) 計画始期の数値は、平成 22 年 4 月 1 日時の職員数（教育長は除く。）である。